

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年11月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100229号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100020号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成26年3月1日から平成27年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成31年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成26年3月から平成27年9月まで及び同年11月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年3月から平成27年9月まで及び同年11月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月1日から平成31年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の給与から控除されている厚生年金保険料控除額と、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額の保険料控除額が相違しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初20万円と記録されていたところ、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)の訂正届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年5月及び同年7月に年金事務所に対して提出し、これに基づき請求期間のうち平成26年9月から平成31年3月までの標準報酬月額は別表の第3欄に掲げる標準報酬月額にそれぞれ訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、上記期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額ではなく、

同表の第2欄に掲げる標準報酬月額（20万円）となっている。

請求期間のうち平成26年3月から同年8月までの期間及び平成28年9月から平成29年8月までの期間について、請求者から提出されたA社の給料支払明細書（以下「給与明細書」という。）により、別表の第2欄、第4欄及び第6欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げる当該期間の標準報酬月額（20万円）を超えていることが認められる。

また、請求期間のうち平成26年9月から平成27年9月までの期間、同年11月から平成28年8月までの期間及び平成29年9月から平成31年3月までの期間について、給与明細書により、別表の第2欄、第5欄及び第6欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げる当該期間の標準報酬月額（20万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料控除額若しくは請求者の報酬月額又は厚生年金保険料控除額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成26年3月から平成27年9月までの期間及び同年11月から平成31年3月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間において請求どおりの算定基礎届を届出していない旨回答しており、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年5月及び同年7月に算定基礎届の訂正届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成25年12月及び平成26年2月については、請求者の当該期間に支給された報酬月額及び本来の報酬月額を推認又は確認できる給与明細書がなく、事業主についても請求者に係る貸金台帳等の資料はない旨陳述していることから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち平成26年1月については、給与明細書により請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額（20万円）がオンライン記録により確認できる当初の標準報酬月額と同額であるため、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当しない。

さらに、請求期間のうち平成27年10月については、給与明細書により事業主が源泉控除し

ていたと認められる厚生年金保険料控除額又は当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（20万円）が、オンライン記録により確認できる当初の標準報酬月額と同額であるため、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当しない上、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額の記録は、既に厚生年金保険法第75条本文の規定により訂正されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	厚生年金保険法(75条本文)の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成26年3月から同年8月まで	20万円	—	22万円	—	22万円	22万円
平成26年9月から平成27年8月まで	20万円	22万円	—	22万円	24万円	22万円
平成27年9月	20万円	24万円	—	24万円	24万円	24万円
平成27年11月から平成28年2月まで	20万円	24万円	—	24万円	26万円	24万円
平成28年3月から同年8月まで	20万円	24万円	—	24万円	28万円	24万円
平成28年9月から同年11月まで	20万円	24万円	28万円	—	28万円	28万円
平成28年12月	20万円	24万円	26万円	—	28万円	26万円
平成29年1月から同年3月まで	20万円	24万円	28万円	—	28万円	28万円
平成29年4月から同年5月まで	20万円	24万円	30万円	—	28万円	28万円
平成29年6月から同年8月まで	20万円	24万円	30万円	—	30万円	30万円
平成29年9月から平成31年3月まで	20万円	30万円	—	30万円	30万円	30万円